



福岡県医発第 1852 号 (地)
平成 24 年 10 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

福岡県国民健康保険団体連合会における原審査（一次審査）突合審査の実施について

福岡県国民健康保険団体連合会より平成 24 年 11 月審査分（10 月診療分）より同一診療（調剤）月において電子請求された医科レセプトと調剤レセプトを照合し審査を行う「突合点検」を原審査（一次審査）で実施することとした旨、別添のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、

- 1) 各保険医療機関には 11 月上旬に増減点・返戻通知書と一緒に別紙 1 のとおり通知されることとなっています。
- 2) 支払基金で行われている責別確認は行わないこととなっています。突合審査で査定された内容に不服がある場合は、再審査請求を行って下さい。
- 3) 本通知から実施まで期間が短すぎるため、今後は、十分な周知期間をとって実施するように申し入れをいたしております。

記

福岡県国民健康保険団体連合会における原審査（一次審査）突合審査

1. 突合審査の内容

(1) 適応病名チェックのみ実施

※投与量チェック、投与日数チェック、傷病名と禁忌チェックなどは当分の間は実施しません。

2. 以下のものは突合審査の対象外とする

- (1) 1,500 点未満の調剤レセプト
- (2) 15 歳未満の小児の医科レセプト
- (3) がん、難病の診断名がある医科レセプト
- (4) 他県で調剤された薬剤
- (5) 新たな月（処方月の翌月）に調剤された薬剤

福岡県医師会
福岡県国民健康保険団体連合会
福 国 保 連 第 1735 号

平成24年10月18日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 安丸 国勝



原審査(一次審査)における突合審査の実施について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、平成24年11月審査分(10月診療分)から同一診療(調剤)月において電子請求された医科レセプトと調剤レセプトを照合し審査を行う「突合審査」を原審査(一次審査)で実施いたします。

つきましては、別添のとおり各保険医療機関あて通知いたしますので、お知らせいたします。

福岡保連第 号
平成 年 月 日

各保険医療機関 御中

福岡県国民健康保険団体連合会

原審査(一次審査)における突合審査の実施について

平素から本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、本会では、平成 24 年 11 月審査分(10 月診療分)から同一診療(調剤)月において、電子請求された医科レセプトと調剤レセプトを照合し審査を行う「突合審査」を原審査(一次審査)において、当面は下記の条件で実施いたしますのでお知らせします。

突合審査の結果につきましては、「(別紙)増減点・返戻通知書」のとおり備考欄に「保険薬局の名称及びコード番号」を表示して、査定内容を連絡いたしますのでご留意下さい。

なお、何かご不明な点等がございましたら、審査部各担当係までお問い合わせ下さい。

記

1. 突合審査の内容

- ・ 適応病名チェックのみ実施

※投与量チェック、投与日数チェック、傷病名との禁忌チェックなどは当分の間は実施しません。

2. 以下のものは突合審査の対象外とする。

- ・ 1,500 点未満の調剤レセプト
- ・ 15 歳未満の小児の医科レセプト
- ・ がん、難病の診断名がある医科レセプト
- ・ 他県で調剤された薬剤
- ・ 新たな月(処方月の翌月)に調剤された薬剤

様式 3-4

医療機関番号	
--------	--

平成 年 月請求分(月診療分) 診療報酬明細書(柔整療養費支給明細書)を審査した結果、下記のとおり請求点数増減返戻がありましたのでお知らせします。

福岡県国民健康保険団体連合会

作成 / 頁

[illegible]